

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	特別児童扶養手当及び児童扶養手当の認定等事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県は、特別児童扶養手当及び児童扶養手当の認定等事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすおそれがあることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・当該システムの利用に当たっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証によるアクセス制限、利用可能端末の制限、追跡調査のためコンピュータ及びシステム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じている。  
また、外部からのアクセスの制限、責任者の許可がある場合を除き、情報資産の送付、持出し及び外部での情報処理作業を禁止等、外部への情報漏洩についても対策を講じている。

## 評価実施機関名

長崎県知事

## 公表日

令和6年12月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当・児童扶養手当の認定等事務
②事務の概要	<p>【概要】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び児童扶養手当法に基づき、同法で定める者に対して、特別児童扶養手当及び児童扶養手当の認定・資格喪失・各種変更等の事務を行う。</p> <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新規の認定請求書を受理し、認定。</li><li>・手当額が改定になった場合の、改定処理。</li><li>・手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じた場合の処理。</li><li>・一部支給停止適用除外事由届出に係る処理。</li><li>・現況届に係る処理。</li><li>・各種受給者の情報変更に係る処理。</li><li>・証書再交付の申請及び証書亡失の届出に係る処理。</li></ul>
③システムの名称	児童扶養手当システム、統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル、配偶者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 56の項、67の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<照会> 番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表 56の項、66の項、67の項  <提供> 番号法19条第8号 別表 8の項、9の項、15の項、20の項、21の項、23の項、25の項、26の項、37の項、45の項、51の項、 56の項、66の項、67の項、81の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部こども政策局こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・福祉保健部子ども政策局子ども家庭課 所在地: 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号: 095-895-2445 ・総務部県民センター 所在地: 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号: 095-894-3441
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部子ども政策局子ども家庭課 所在地: 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号: 095-895-2445
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[ 1,000人以上1万人未満 ] 令和6年11月21日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[ 500人未満 ] 令和6年11月21日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[ 発生なし ]

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	マイナンバーと個人の紐づけは、受付市町でおこない、長崎県では実施していない。また、作業手順については、マニュアル等をもとに、複数人による手順のチェックをおこなっている。
9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 特に力を入れて行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	申請書などの書類は、鍵付きロッカーに保管している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	5. 評価実施機関における担当部署	こども家庭課長 林田則利	こども家庭課長 吉田弘毅	事後	人事異動に伴う変更
平成30年7月4日	3. 個人番号の利用	第29条第1号、第29条第2号、第29条第3号、第29条第4号、第29条第5号、第29条第6号 第37条第1号、第37条第2号、第37条第3号、第37条第4号、第37条第5号、第37条第6号	第29条第1号、第29条第2号、第29条第3号、第29条第4号、第29条第5号、第29条第6号、第29条第7号、第29条第8号 第37条第1号、第37条第2号、第37条第3号、第37条第4号、第37条第5号、第37条第6号、第37条第7号、第37条第8号	事後	命令改正に伴う変更
平成30年7月4日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	長崎市江戸町2-13	長崎市尾上町3-1	事後	庁舎移転に伴う変更
平成30年7月4日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	長崎市江戸町2-13	長崎市尾上町3-1	事後	庁舎移転に伴う変更
令和1年6月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 37の項、46の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条第1号、第29条第2号、第29条第3号、第29条第4号、第29条第5号、第29条第6号 第37条第1号、第37条第2号、第37条第3号、第37条第4号、第37条第5号、第37条第6号	・番号法第9条第1項 別表第一 37の項、46の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条第1号、第29条第2号、第29条第3号、第29条第4号、第29条第5号、第29条第6号、第29条第7号、第29条第8号 第37条第1号、第37条第2号、第37条第3号、第37条第4号、第37条第5号、第37条第6号、第37条第7号、第37条第8号	事後	法令改正に伴う変更
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和1年12月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年9月1日時点	令和1年12月2日時点	事後	評価再実施による変更
令和1年12月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年9月1日時点	令和1年12月2日時点	事後	評価再実施による変更
令和2年7月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法19条第7号 別表第二 13の項、16の項、19の項、26の項、30の項、47の項、56の2の項、57の項、64の項、65の項、85の項、87の項、116の項	番号法19条第7号 別表第二 9の項、12の項、13の項、15の項、16の項、19の項、26の項、30の項、47の項、56の2の項、57の項、64の項、65の項、85の項、87の項、106の項、116の項	事後	命令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 37の項、46の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第29条第1号、第29条第2号、第29条第3 号、第29条第4号、第29条第5号、第29条第 6号、第29条第7号、第29条第8号 第37条第1号、第37条第2号、第37条第3 号、第37条第4号、第37条第5号、第37条第 6号、第37条第7号、第37条第8号	・番号法第9条第1項 別表第一 37の項、46の項	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正(令和3年2月5日)に伴 う変更
令和4年3月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	・児童扶養手当システム	・児童扶養手当システム・統合宛名システム・中 間サーバ	事後	記載漏れの追加
令和4年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法定上の根拠	・番号法19条第7号 別表第二 9の項、12の項、13の項、15の項、16の項、 19の項、26の項、30の項、47の項、56の2 の項、57の項、64の項、65の項、85の項、8 7の項、106の項、116の項	・番号法19条第8号 別表第二 9の項、12の項、13の項、15の項、16の項、 19の項、26の項、30の項、47の項、56の2 の項、57の項、64の項、65の項、85の項、8 7の項、106の項、116の項、121の項	事後	法令改正に伴う変更
令和4年7月15日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	番号法19条第8号 別表第二 9の項、12の項、13の項、15の項、16の項、 19の項、26の項、30の項、47の項、56の2 の項、57の項、64の項、65の項、85の項、8 7の項、106の項、116の項、121の項	<照会> 番号法19条第8号 別表第二 57の項、66の項、67の項、68の項、69の項  <提供> 番号法19条第8号 別表第二 9の項、12の項、13の項、15の項、16の項、 19の項、26の項、30の項、47の項、56の2 の項、57の項、64の項、65の項、85の項、8 7の項、106の項、116の項	事後	法令改正に伴う変更
令和4年7月15日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	095-895-2443	095-895-2445	事後	
令和4年7月15日	8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	095-895-2443	095-895-2445	事後	
令和6年12月18日	IV 8. 人手を介在させる作業	—	新設された評価項目の記載	事後	新設
令和6年12月18日	IV 11. 最も優先度が高いと 考えられる対策	—	新設された評価項目の記載	事後	新設

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 37の項、46の項	番号法第9条第1項 別表 56の項、67の項	事後	法令改正に伴う変更
令和6年12月18日	I-4② 法令上の根拠	<p>&lt;照会&gt; 番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表 57の項、66の項、67の項、68の項、69の項</p> <p>&lt;提供&gt; 番号法19条第8号 別表第二 9の項、12の項、13の項、15の項、16の項、 19の項、26の項、30の項、47の項、56の2 の項、57の項、64の項、65の項、85の項、8 7の項、106の項、116の項</p>	<p>&lt;照会&gt; 番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表 56の項、66の項、67の項</p> <p>&lt;提供&gt; 番号法19条第8号 別表 8の項、9の項、15の項、20の項、21の項、2 3の項、25の項、26の項、37の項、45の項、 51の項、56の項、66の項、67の項、81の項</p>	事後	法令改正に伴う変更
令和6年12月18日	IV-6情報ネットワークシステム との接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	評価再実施による変更
令和6年12月18日	IV-7特定個人情報の保管・消 去 特定個人情報の漏えい・消 失・毀損リスクへの対策は十 分か	特に力を入れている	十分である	事後	評価再実施による変更
令和6年12月18日	IV-11最も優先度が高いと考 えられる対策 当該対策は十分か(再掲)	特に力を入れている	十分である	事後	評価再実施による変更